

公立大学法人宮崎県立看護大学の各事業年度に係る 業務の実績に関する評価実施要領

平成30年 3月28日
宮崎県地方独立行政法人評価委員会決定
一部改正 平成30年 7月27日
一部改正 平成31年 2月 7日
一部改正 令和 2年 3月18日

1 趣旨

この要領は、宮崎県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人法第78条の2第1項第1号に規定する、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 評価の基本方針

- (1) 大学の教育研究の特性及び大学の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の業務運営の充実・改善に資するものとする。
- (2) 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- (3) 本県における看護教育・研究・研修の中核機関として、法人が実施する地域社会と連携した取組等について、積極的に評価を行うものとする。
- (4) 次期中期目標及び中期計画の検討や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

3 評価の方法

年度評価は、法人が、当該事業年度における業務の実績及び自己評価を内容とする業務実績報告書（別添様式）を評価委員会へ提出し、評価委員会において、当該業務実績報告書を検証するとともに、項目別評価及び全体評価を行うことにより実施する。

4 法人による自己評価

(1) 項目別評価

① 小項目別評価

法人は、年度計画に記載した個別の取組内容（以下「小項目」という。）ごとの達成状況について、次のAからDの4段階で自己評価を行い、実施状況及び判断理由を記述する。

評価区分	評価内容
A	年度計画を上回って実施している
B	年度計画を概ね順調に実施している
C	年度計画を十分には実施できていない
D	年度計画を大幅に下回っている

② 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果を踏まえ、中期計画及び年度計画に定める次の5項目（以下「大項目」という。）ごとに、当該事業年度における中期計画の進捗状況についての自己評価を記述する。

- 第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
- 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置
- 第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

(2) 全体評価

法人は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績全体についての総合的な自己評価を記述する。

5 評価委員会による評価

(1) 検証

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書について、法人から聴取等を行い、検証する。

(2) 項目別評価

評価委員会は、上記の検証の結果を踏まえ、大項目ごとに次のIVからIの4段階で評価を行うとともに、高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等についての意見を記述する。

評価区分	評価内容
IV	年度計画を順調に実施している
III	年度計画を概ね順調に実施している
II	年度計画を十分に実施していない
I	業務の大幅な改善が必要である

(3) 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績全体についての総合的な評価を記述する。

また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記述する。

6 業務実績報告書の提出時期

法人は、業務実績報告書を6月末日までに評価委員会に提出する。

7 評価方法の継続的な見直し

この要領については、年度評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月27日から施行し、平成29年度の業務実績報告書に係る評価から適用する。

附 則

この要領は、平成31年2月7日から施行し、平成30年度の業務実績報告書に係る評価から適用する。

附 則

この要領は、令和2年3月18日から施行し、令和元年度の業務実績報告書に係る評価から適用する。